商品概要説明書

スーパー定期貯金<複利型>

(2022年11月29日現在)

益 日 夕	・フーパー学期時本/短利刑へ		
商品名	・スーパー定期貯金<複利型>		
ご利用いただける方	・個人のみ		
期間	・定型方式 2.5 4.5 5.5 7.5 10.5		
	3年、4年、5年、7年、10年		
	・期日指定方式		
	3年超10年未満	ロロー 1. 16 ウギ(がなせ / ラ A がなか, たよう) ラ ゼ(A	
	1 1 1 1	出により自動継続(元金継続または元利金	
7X 7 1. VI.	継続)の取扱いができます。		
預入方法	let are a		
(1) 預入方法	・一括預入		
(2) 預入金額	· 1 円以上		
(3) 預入単位	・1円単位	<u></u>	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円		
		頃八日の1m月後の応ヨ日以後に、1万円 途解約利率により一部支払いが可能です。	
利 息	以上1日単位で、ヨ組石別足の中	歴解別刊学により──前又払いが可能です。 -	
	- 題 1 時の約字利率な港期口まで適	用します。なお、約定利率を金額階層別に	
(1) 週用金利		用しまり。なね、利定利率を並領階層別に の残高により金額階層も変更となる時は、	
		の残局により金領階層も変更となる時は、変更後の約定利率を適用します。自動継続	
		を 安文後の 新足利率を の 自動継続時の 約定利率を 当該満期日	
	まで適用します。	灯並り日勤権が呼びが及び上が上でヨ欧個別日	
(2) 利払頻度	- まく週用しより。 - 満期日以後に一括して支払います。		
(3)計算方法	- 何朔日以後に一招して文払います。 - 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算		
	をします。	日とする自己的舞くのかりことに接続的舞	
(4)税 金	- そしより。 - 20%(国税 15%、地方税 5%)※の分離課税となります。		
	※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20. 315%(国税 15. 315%		
	地方税 5%) の分離課税となりま		
(5)金利情報の入手	- ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せく		
方法	ださい。		
手数料	_		
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)		
	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳		
		金口座の残高・入出金明細等をご確認いた	
	だくサービス)がご利用になれま	す。	
	W 45 - 26 - 47 W 1 - 7 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5		
中途解約時の取扱い	一・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)		
	により6か月ごとの複利計算した		
	(1)約定した預入期間が3年以上		
	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率 約字利率×1004	
	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	
	③ 1年以上1年6か月未満④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×20% 約定利率×30%	
	4 1年6か月以上2年末満 5 2年以上2年6か月未満	約定利率×30% 約定利率×40%	
	⑤ 2年以上2年6か月末満	約定利率×50%	
	フ 3年以上4年未満	約定利率 ^ 50% 約定利率 × 70%	
	グー3年以上4年末満 利定利率×70% (2)約定した預入期間が4年以上5年以下の場合		
	1 6か月未満	- 3 年以下の場合 解約日における普通貯金の利率	
	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	
		中リスピイン十二・・1070	

	1		
	③ 1年」	以上1年6か月未満	約定利率×20%
	④ 1年	6か月以上2年未満	約定利率×30%
	⑤ 2年月	以上2年6か月未満	約定利率×40%
	⑥ 2年	6か月以上3年未満	約定利率×50%
	_	以上4年未満	約定利率×60%
	_	以上 5 年未満	約定利率×70%
	_	た預入期間が5年超7年以	
		月未満	解約日における普通貯金利率
	_] 月以上 1 年未満	約定利率×10%
	_	」のエ・デスペー 以上1年6か月未満	約定利率×20%
		3エ・平りが月本禍 6か月以上2年未満	約定利率×20%
	_	以上2年6か月未満	約定利率×40%
	_	るか月以上3年未満 3.1.4.5.5.世	約定利率×50%
	_	以上 4 年未満	約定利率×60%
	_	以上 5 年未満	約定利率×70%
	_	以上 6 年未満	約定利率×80%
	⑩ 6年リ	以上7年未満	約定利率×90%
	(4)約定し	た預入期間が7年超10年以	以下の場合
	① 6かり	月未満	解約日における普通貯金利率
	② 6かり	月以上1年未 満	約定利率×10%
	③ 1年月	以上1年6か月未満	約定利率×10%
	④ 1年	6か月以上2年未満	約定利率×10%
		以上2年6か月未満	約定利率×20%
		6か月以上3年未満	約定利率×20%
	_	以上 4 年未満	約定利率×30%
	_	以上 5 年未満	約定利率×40%
	_	以上 6 年未満	約定利率×50%
			約定利率~50% 約定利率×60%
	_	以上7年未満	
	_	以上 8 年未満	約定利率×70%
	_	以上9年未満	約定利率×80%
	-	以上 10 年未満	約定利率×90%
貯金保険制度	• 保護対象		
(公的制度)			也の貯金等(全額保護される貯金保険
			当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、	要求払い、決済サービスを抗	是供できること」という3条件を満た
	すもの)を降	余く。) と合わせ、元本 1,00	0万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。		
苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情	青(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容		しては、当組合本支店また	は金融担当部署(電話:0120-2
		9-3925)にお申し出	ください。当組合では規則の制定など
		苦情等に対処する態勢を動	整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
		苦情等の解決を図ります。	
			(電話:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けて	
	 紛争解決措置		用して解決を図りたい場合は、次の機
	加于所仍旧巨		当組合金融担当部署またはJAバンク
		相談所にお申し出ください	-
			9
			3-3581-0031)(※)
			上会、第二東京弁護士会、京都弁護士
			しくは上記当組合金融担当部署にお問
		い合わせください。)	
			停センター(大阪府)(JAバンク相
			なります。上記 J Aバンク相談所にお
		申し出ください。)	
		※東京弁護士会、第一東京	京弁護士会、第二東京弁護士会(以下

	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様
	からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様の
	アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当り
	ます。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している
	ものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所ま
	たは東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいずみの